第明三治十二種十五郵年便三物月三十一日認可

平成２３年（フ）第１０７２号
東京都東久留米市滝山５丁目８番15号
債務者　櫻庭　綾子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月２日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２２９９号
横浜市旭区今宿西町187番地２　グリーティングK102
債務者　丹治　英希
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５６号
長野県佐久市前山107番地８　県営住宅１―301号
債務者　黒澤　奈美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第６１号
長野県佐久市内山5543番地２
債務者　嶋崎あけみ
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月２日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午後２時
長野地方裁判所佐久支部

平成２３年（フ）第４１１号
静岡県浜松市天竜区佐久間町浦川3038番地の１
債務者　追掛たみよ
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４２号
静岡県浜松市中区佐鳴台４丁目17番14号
債務者　峯岸　晃紀
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第４４７号
静岡県浜松市東区原島町35番地　パークタウンⅡ―308
債務者　齋藤　昭英
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月４日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第１２３７０号
東京都台東区浅草５丁目５―７―701
債務者　吉川　清美
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２３８１号
東京都荒川区町屋４丁目16―13
債務者　岡部麻衣子
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５８３号
東京都西東京市田無町４丁目10―１―613
債務者　篠原　嘉臣
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１２５８４号
東京都八王子市石川町693―１―203
債務者　田中　　卓
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前10時
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第３０号
熊本県山鹿市鹿校通２丁目12番22号
債務者　山﨑ツヨ子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前11時
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第３２号
熊本県菊池市玉祥寺377番地４
債務者　土田　珠実
1　決定年月日時　平成23年９月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月８日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月８日午前11時20分
熊本地方裁判所山鹿支部破産係

平成２３年（フ）第１７９号
青森市千刈３丁目６番８号　ＫＴハイツ202号
債務者　黒滝　好子
1　決定年月日時　平成23年９月２日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月16日午後１時30分
青森地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第７４２号
東京都青梅市梅郷３丁目864番地の９
債務者　土井　知宏
1　決定年月日時　平成23年９月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年11月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年11月９日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部